

I 平成20年度大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）調書

本調書は、平成20年度大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）の交付（内定）を行うにあたり参考とするために提出していただくものであり、プログラムの申請書等における記載事項との整合性にも留意して記入して下さい。

1. 大学等名／設置者名	東京学芸大学／国立大学法人東京学芸大学
2. プログラム名	質の高い大学教育推進プログラム
3. 事業名称	特別支援教育時代の教員養成システムの開発
4. 選定年度	平成20年度
5. 事業推進代表者／事業推進責任者	(所属部局・職名・氏名) 事業推進代表者 学 長 鷲山 恭彦 事業推進責任者 教育学部・教授 伊藤 友彦
6. 事務担当者 内容等の問い合わせに適切に対応できる事務担当の方で、主担当、副担当を必ず2名記載して下さい。	主担当 (所属部局・職名・氏名) 総務部学系支援課総合教育科学系事務係長 前阪 勝 TEL 042-329-7601 (できるだけ直通番号を記入して下さい。) FAX 042-329-7404 E-mail soukei@u-gakugei.ac.jp (できるだけ部課内の共通アドレスを記入して下さい。)
	副担当 総務部学系支援課総合教育科学系事務係主任 楠 博恵 TEL 042-329-7402 (できるだけ直通番号を記入して下さい。) FAX 042-329-7404 E-mail soukei@u-gakugei.ac.jp (できるだけ部課内の共通アドレスを記載して下さい。)
7. 選定取組の概要（400字以内）	本取組は、東京学芸大学の教員養成課程に属する全ての学生に対して、特別支援教育に関する指導技術の高い教員養成を行うことを目的とする。1点目に、既に開講されている授業の内容改善を行う。1年次の必修科目である「障害児の発達と教育」において、事例に基づいたバーチャル下での演習等を通してアセスメントと個別の指導計画の作成に関する学習を新しく導入する。2年次以降は、プロジェクト学習科目等で演習を重ねる。また、授業実践の中からアセスメント法の開発を試みる。2点目に、教育実習の充実を図る。全附属学校の特別支援教育コーディネータにより、実習生に対して、附属特別支援学校と共同して作成した講義用資料等を基に、発達障害に対する知識と技能について説明を行う。また、希望学生に対しては、特別支援科学講座の教員が組織している外部専門機関・関連団体と連携した発達障害児の臨床実践の場を開放し教育の実践力を積み重ねる。
8. 補助事業の目的・必要性（学生教育の観点から記入するようにして下さい。）	(1) 全体 本補助事業の全体の目的は、本学教員養成課程に属する全ての学生を対象として、特別支援教育に対応できる小中学校等の教員養成の充実を図り、本学の教育目的である「現代的教育課題に対応できる資質と実践的能力を備えた有為の教育者の養成」に資するため、アセスメントとそれに基づく個別の指導計画の重要性を理解し、その作成に必要な力量を備えた教員養成システムを開発、試行、実施することである。 平成20年度から1年次必修授業科目の授業改善を行うとともに、平成21年度からは教育実習時において、全附属学校における特別支援教育コーディネータによる特別支援教育に関する講義を行うこととする。このような、附属学校と連携した全学的取組の拡充により、特別支援教育に関する指導技術の高い教員養成システムを構築・実践することが本補助事業の目的である。 (2) 本年度 本補助事業の本年度の目的は、上記の特別支援教育に関する指導技術の高い教員養成システムの構築・実践を達成するために、授業内容改善のための準備・試行、実習時の講義スライド等の作成、アセスメント法開発のための予備調査、臨床実践の充実、評価委員会の設置と評価により、システムの準備・試行を図ることである。

9. 本年度の補助事業実施計画（選定された取組を実施するためのスケジュールを箇条書きで記入して下さい。なお、記入に当たっては、備品の購入等、経費の支出計画ではなく、学生教育に関する取組の計画を記入して下さい。）

本年度の補助事業の目的を達成するため、下記の計画を実施する。

- ① 授業内容の充実・改善（平成20年11月～平成21年2月）
- ② 受講学生（1年生）に対する特別支援教育に関する意識調査（平成20年10月及び平成21年2月）
- ③ 教育実習における特別支援教育講義スライド等の作成・試行（平成20年11月～平成21年3月）
- ④ 附属学校、特別支援教育コーディネータへの説明会の実施（平成20年12月、平成21年2月）
- ⑤ 小中学校で利用できるアセスメント法開発（平成20年11月～平成21年3月）
- ⑥ 臨床実践の充実・改善（平成20年11月～平成21年3月）
- ⑦ 評価委員会の設置と評価の実施（平成21年2月）
- ⑧ 取組の広報活動（パンフレットの作成・送付、ホームページの作成・更新）（平成20年11月～平成21年3月）
- ⑨ 平成20年度の成果報告書の作成（平成21年2月～3月）

10. 補助事業の内容（選定された取組の内容を上記の実施計画と対応させるよう、箇条書きで記入して下さい。なお、記入にあたっては、学生教育として行う大学の取組について具体的に記載して下さい。）

本補助事業は、選定された質の高い大学教育推進プログラム「特別支援教育時代の教員養成システムの開発」について、小中学校教員の特別支援教育に関する指導技術の高い教員養成の一層の充実・発展を目指すものであり、内容は以下のとおりである。

- ① 教員養成課程の全学必修科目である「障害児の発達と教育」に関する内容吟味・改善を行い、共通テキストを用いて、組織的・系統的に特別支援教育の基礎を学び、アセスメントや個別の指導計画の作成の実践を行う授業へと転換させる。仮想事例に基づいたバーチャル下での実践、ロールプレイなど、講義科目ではあるが、演習・実践的意味を持たせる工夫を試みる。また、全学を対象にした選択科目「発達と障害の心理学A・B」「特別ニーズと教育学」「プロジェクト学習科目」の内容吟味を行い、前者2つでは「障害児の発達と教育」の内容を補完する役割を、後者は教育実践への展開を重視した内容へと転換させる。それぞれの授業において、演習および実践についてその場で即時的な視覚的評価を行うことによって、確かな技能を身につけるよう配慮する。また、これまで、学部学生が実際に手にとって演習することが難しかった標準化されたさまざまなアセスメント・キットを導入することによって、より実践的な技能を身につけることを狙う。
- ② 学生の特別支援教育に関する意識を把握し、よりよい授業展開を進めるために、①の授業および特別支援教育に関する事前・事後アンケートを行い、次年度以降に反映させる。
- ③ 附属特別支援学校と特別支援科学講座で共同して展開している、実習時における実習生に対する特別支援教育の指導用講義スライド及び講義用ビデオ等を開発する。
- ④ ③において作成した講義スライド等を基に、全附属学校の特別支援教育コーディネータを対象とした説明会を実施する。
- ⑤ 小中学校教員が実施可能なアセスメント法の開発準備を行う。このアセスメントをもとに①に示した授業において、講義・演習するとともに、その効果について検証する。また、特別支援科学講座に所属する院生をアセスメントの実施および効果検証のために参画させる。
- ⑥ 主として特別支援科学講座の教員が組織している外部専門機関・関連団体と連携した発達障害児の臨床実践の場を全学学生に開放し、更なる充実を図るために、現在行われている臨床実践の整備を行う。
- ⑦ 東京学芸大学、横浜国立大学、千葉大学、埼玉大学などの特別支援教育教員養成担当教員からなる連絡機関によって評価を行う。具体的には授業及び実践プログラムの成果についての報告を行い、実施期間全般に渡る評価および助言を受ける予定である。また、養成された学生の採用側である、教育委員会、特別支援学校校長会等で組織する会議を構成し評価を依頼する。
- ⑧ 本取組の成果はHPを作成することによって随時公開していく。また、本取組の紹介と特別支援教育に関するパンフレットを作成し、小中学校及び教育委員会等に配布することにより、広範囲にわたる特別支援教育の啓蒙を図ることを目指す。
- ⑨ 平成20年度の諸活動ならびにその成果と課題を報告書としてまとめ、全国の関連機関に配布する。

これらを通じて、選定取組を更に充実・発展させ、本学の教育目的である「現代的教育課題に対応できる資質と実践的能力を備えた有為の教育者の養成」における人材養成機能の強化を図ることが、本補助事業の内容である。

11. 補助事業から得られる具体的な成果（学生に対する教育効果を中心に、選定された取組から得られる成果を上記の補助事業の内容と対応させ、箇条書きで記入して下さい。）

上記の本年度の補助事業実施計画を実施することにより、本補助事業から得られる具体的な成果は、以下のとおりである。

- ① 1年次の必修科目「障害児の発達と教育」の授業改善により、特別支援教育に関する基本的な知識をもち、アセスメント法と個別指導計画について理解した学生を養成できる。さらに、2年次以降の授業改善により、より専門的な知識と実践力を兼ね備えた学生を養成

できる。さらに、本学では教員を目指すすべての学生に特別支援学校教員免許取得の道を開いていることから、小中学校教員の特別支援教員免許の取得者数を増やすことも期待できる。

- ② 学生の意識調査を行うことにより、特別支援教育に関する学生の意識・関心を把握することができ、授業改善につなげることができる。
- ③ 教育実習時に特別支援教育に関する講義スライド等を作成し、特別支援教育コーディネータに説明を依頼することにより、特別支援教育の視点ももった教育実習を行うことができる。
- ④ 作成した特別支援教育講義スライド等に関する説明会を全附属学校の特別支援教育コーディネータに対して設定することによって、コーディネータの特別支援教育の知識・技能をより深めることができる。
- ⑤ 小中学校等において実施できるアセスメント法を開発することによって、より特別支援教育の視点が明確となり、特別支援教育に対応できる教員養成が期待できるとともに、小中学校等においてこのアセスメントを試行していただくことにより、現職教員の特別支援教育の専門的力量的の向上につなげることができる。
- ⑥ 特別支援科学講座の教員が中心となって行っている臨床活動に、学生が参画することにより、実践力を向上させることができる。また、臨床活動に大学院生や現職教員が参画することにより、インターンシップの役割を担うことができる。
- ⑦ 連絡機関より評価を受けることによって、本取組の到達点を確認するとともに、改善点を明確にし、次年度以降の取組に生かす。
- ⑧ ホームページの開設により、取組の経過と成果を積極的に発信・公表し、成果の普及を図る。また、パンフレットの作成及び配布により、特別支援教育に関する啓蒙を図る。
- ⑨ 成果報告書の作成により、取組の成果を積極的に発信・公表し、その普及に努める。